

医危第1040号
令和3年4月9日

公益社団法人 神奈川県医師会 会長 } 殿
公益社団法人 神奈川県病院協会 会長 }

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

変異株患者に係る入院対応及び退院基準について（通知）

本県の感染症対策の推進に日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年4月8日付けで、厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」が発出されました。

主な改正点としては、次のとおりです。

- 1 退院基準が従来株と同様の扱いとされたこと。
- 2 南アフリカ、ブラジル及びフィリピンで確認されている変異株の患者については、個室管理が可能な場合は個室での対応が望ましいが、確保病床の病床使用率が20%以上の都道府県では、従来株の患者又は当該患者とは別の変異株の患者と同室として差し支えがないとされたこと。
- 3 退院基準を満たさなくとも、宿泊療養に移行しても差し支えがないとされたこと。ただし、医療機関での治療が必要な状況にないことの確認が必要。（もとより、無症状者及び軽症者については、医師が入院の必要がないと判断した場合は、宿泊療養が可能。）

上記2については、令和3年4月8日時点の本県の病床使用率は19.8%であり、限りなく20%に近いことに加え、直近の新規感染者の発生状況は増加傾向を示していることから、本県では、本日から、英国、南アフリカ、ブラジル、フィリピンで確認されている変異株の患者については、従来株の患者と同室による管理として差し支えないこととしましたので、お知らせします。

また、令和3年3月30日に開催した神奈川県感染症対策協議会において、感染症の専門家から、同時期における従来株と変異株の重複感染が起きる可能性は低いことから、個室による変異株患者の隔離は必ずしも必要がないとの意見がありましたことを申し添えます。

問合せ先
感染症対策グループ 小野・村岡
045-210-4791（直通）